

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2021年10月1日から施行する。ただし、第79条、別表第2号イの6、別表第2号レ及び別表第2号レの2の改正規定については2021年5月27日から適用する。

改正前 (前略)	改正後 (前略)
<p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 39 条</b> 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<del>下関発又は着となるものを除く</del>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</p> <p>2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 79 条</b> 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>次項</u>に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p><del>2—前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第2号イの6のとおりとする。</del></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特殊発売する急行券に対する急行料金)</p> <p><b>第 126 条の 4</b> 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。</p> <p>2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対</p>	<p>(普通回数乗車券の発売)</p> <p><b>第 39 条</b> 旅客が、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間（ただし、山陽本線（新幹線）中新下関・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間にかかわるものを除く。）を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、<u>西日本旅客鉄道会社線の別に定める区間内の駅相互発着となる区間及び</u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間については、第 40 条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。</p> <p>2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 79 条</b> 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、<u>別表第2号イの6に掲げる</u>東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、<u>同表</u>に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(特殊発売する急行券に対する急行料金)</p> <p><b>第 126 条の 4</b> 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5 割とする。</p> <p>2 第 57 条の 5 第 2 項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対</p>

改正前

する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)のb及びc、同号ロの(ロ)のb及びc、同号ロの(ハ)のb並びに同号ロの(ニ)のb及びcに規定する大人特別急行料金について5割を低減したものとする。

- 3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。
- 4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。
- 5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(略)

別表第 2 号イの 6

【第 79 条】

東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額  
(円)

区 間	運 賃
東 京・西 船 橋	310
上 野・成 田	940
(略)	

(略)

別表第 2 号レ

【第 99 条】

東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額  
(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
(略)			

別表第 2 号レの 2

【第 99 条】

改正後

する大人特別急行料金は、第 125 条第 1 項第 1 号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について5割を低減したものとする。

- 3 第 57 条の 5 第 3 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。
- 4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。
- 5 第 57 条の 5 第 5 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(略)

別表第 2 号イの 6

【第 79 条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額  
(円)

区 間	運 賃
東 京・西 船 橋	310
上 野・成 田	940
(略)	

(略)

別表第 2 号レ

【第 99 条】

東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額  
(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	9,220	26,290	44,260
上 野・成 田	27,530	78,480	134,640
(略)			

別表第 2 号レの 2

【第 99 条】

改正前					改正後				
東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額 (円)					東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額 (円)				
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東	京・西	7,040	20,100	38,060	東	京・西	7,040	20,100	38,060
上	野・成	13,180	37,550	71,160	上	野・成	13,180	37,550	71,160
(略)					(略)				
(以下略)					(以下略)				